

# 守るために — 「登録型本人通知制度」をご存じですか? —

あなたの  
戸籍謄本等の個人情報が  
第三者に**不正取得**されて  
いるかもしれません。

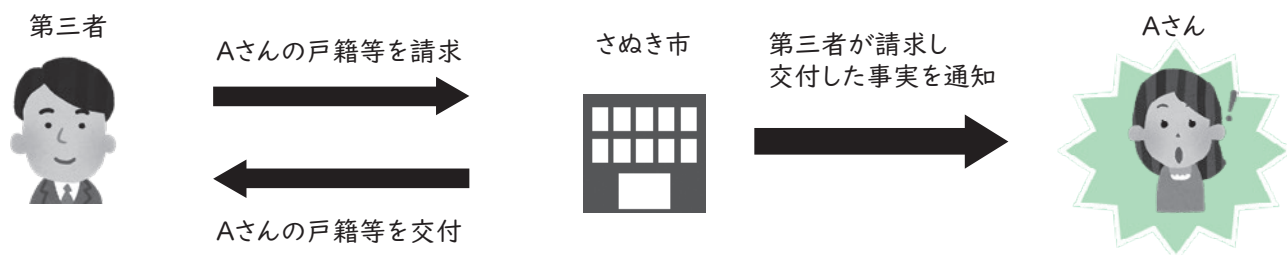
「登録型本人通知制度」に登録することによって、あなたの大切な個人情報が交付されたことを知ることができます。

## 「登録型本人通知制度」ってどんな制度?

登録者の戸籍や住民票を第三者や代理人に交付した場合に、その事実をお知らせする制度です。不正請求の抑止や不正取得の早期発見などを目的としています。

※この制度は、第三者などの証明書の取得を制限するものではありません。法律上の要件を満たしていれば、証明書を取得することができます。

※第三者とは、本人からの委任状を持った代理人、弁護士など職務上請求が認められている人、義務履行・権利行使などの理由があり、その身分を証明して申請する人のことです。資格のない人に戸籍や住民票を勝手に交付することはありません。



あらかじめ「登録型本人通知制度」に登録していなければ、通知されません。

## 登録方法や通知の内容は?

登録は無料・無期限です

### 登録方法

※他市町村へ転出された場合は、市への届出と転出先での新たな登録が必要です。

登録できる方	市に住民登録や本籍がある人 ※国外に転出されている人は除く
申請場所	市民課(本庁舎)、総合支所(寒川庁舎)
必要なもの	・登録申請書(申請場所にあるほか、市ホームページからも取得できます) ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許、パスポートなど) ・代理人による申請の場合は、委任状と代理人本人の本人確認書類 ※郵送による申請もできます。